

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	住民基本台帳ネットワークシステムの教育委員会への情報提供範囲の拡大について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、多くの教育委員会は住民基本台帳データベースへのアクセスが認められていないことから、教育委員会及び学校における児童生徒の基本情報データベース作成に際しては、市役所等の情報に基づき教育委員会や学校による手作業での登録作業を実施していることから不要な稼働が生じており、また登録ミスが発生リスクを抱えている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	○住民基本台帳法第30条の7 第4項、第5項 本人確認情報の別表 (本人確認情報の提供を受ける機関に教育委員会が規定されていない)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICT活用による校務の効率化に向けて、セキュリティ上の対応を前提に教育委員会による住基データへのオンラインアクセスを認めて頂きたい。